

新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金（医療分）

概要

医療機関の医療従事者や職員は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止・収束に向けてウイルスに立ち向かい、相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感を持って業務に従事していることに対し、慰労金を支給します。

（１）都道府県から役割を設定された医療機関等^{※1}に勤務し、患者と接する医療従事者や職員^{※2}

①実際に、新型コロナウイルス感染症患者の診療等を行った医療機関等である場合

20万円

※初めて新型コロナウイルス感染症患者の診察を行った日以降に勤務をしていない職員への支給額は10万円です。

② ①以外の場合

10万円

（２）（１）以外の病院、診療所、訪問看護ステーション、助産所に勤務し、患者と接する医療従事者や職員

5万円

※実際に新型コロナウイルス感染症の入院患者を受け入れている場合の支給額は20万円です。

※1・・・重点医療機関、新型コロナウイルス感染症患者の入院を受け入れる医療機関、帰国者・接触者外来設置医療機関、PCR検査センター等

※2・・・対象期間に10日以上勤務した者であること（有給休暇や育休等、実質勤務していない日は除く。）
↳対象期間：令和2年3月3日（大分県における新型コロナウイルス感染症患者1例目発生日）から令和2年6月30日まで